

令和 7 年 度 事 業 計 画

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

令和 7 年度は、公益財団法人としてより効果的な組織運営を図り、暴力団排除思想の普及啓発、暴力相談に対する適切な対応、被害者の救済、地域、職域における暴力団排除活動の支援、不当要求防止責任者講習の充実等に重点を置き、次の事業を推進する。

事業名	推進項目	推進内容
1 広報啓発活動事業	(1) 広報啓発活動事業の推進	ア 「暴力団追放滋賀県民大会」の開催 ・ 期日：令和 7 年 11 月 21 日 (金) ・ 場所：大津市打出浜びわ湖ホール中ホール ・ 参加予定数：約 500 名 ・ 内容：功労者表彰、講演等 イ ホームページによる広報啓発活動 ・ 推進センターにおける活動状況 ・ 暴力相談の受理 ・ 巡回暴力相談所の開設案内 ・ 不当要求防止責任者講習受講者募集・案内 ・ 暴力追放啓発 DVD の貸出案内 ・ 情報公開 ウ 行政広報紙による広報啓発活動 ・ 各市町の広報紙、掲示板を活用し、暴力団追放推進センターの業務内容、相談所の開設日時、場所等を月 1 回程度掲載 エ 広報啓発資料の作成配布 ・ 機関紙「暴迫しが」の発行 (年 2 回) ・ 各種暴迫資料の作成配布 ・ パンフレット、チラシ等の作成配布 ・ 視聴覚資器材 (DVD 等) 整備、貸出 オ 理事会の開催 ・ 実施予定：令和 7 年 5 月 令和 6 年度事業報告・決算報告等

		・ 実施予定：令和 8 年 3 月 令和 8 年度事業計画・予算案等 カ 評議員会の開催 ・ 実施予定：令和 7 年 5 月 令和 6 年度事業報告・決算報告等 キ 賛助会員等の募集活動 ・ 講習会、ホームページ、機関紙、講演、企業研修会等を活用して、広く賛助会員等を募集し、会員証を交付するなどして、県民ぐるみの暴力団排除活動を推進する。 ク 警察官に対する推進センター認知度向上 ・ 県警察学校において、警察官に対し推進センターの活動内容について教養を実施する。
2 組織活動支援事業	(1) 地域、職域暴迫組織の活動支援 (2) 各地域等における暴迫大会等の活動支援 (3) 企業等を対象に	ア 地域、職域暴迫組織の活動支援 ・ 各種集会、研修会等への参加 ・ 暴力団組事務所使用差止めの請求訴訟に係る活動支援 ・ 暴力団組事務所撤去活動費用の援助 ・ 啓発資料を地域、職域に配布 ・ 各地域、職域に組織されている暴迫組織への活動資金等の援助 ・ DVDの貸出等視聴覚器材による啓発活動の推進 ア 県下各地域の 大津地区・草津栗東地区・甲賀湖南地区・ 守山野洲地区・東近江愛知地区・犬上彦根 地区・米原地区・長浜地区及び高島地区 を対象として地域暴迫大会及び暴迫パレード等 の開催や暴迫活動を支援し、県民の暴力団排除 意識の高揚を図る。 ア 企業現場における研修会の開催

	した教養の実施	・ 各企業の幹部に研修会の開催を積極的に働きかけ、企業現場における効果的な研修会を開催する。 ・ 組織犯罪対策課担当者を招へいし、ロールプレイングを取り入れた研修の実施 イ 暴迫資料等の配布 ・ 暴力団の不当要求に対する対応要領についての研修資料を作成配布する。 ウ 企業等に対する導入策定指導 ・ 個人事業者や企業、行政機関等に対して暴力団等反社会的勢力との契約、取引等を拒絶する規定、宣言文等の策定を指導支援する。 エ 策定企業等の拡大 ・ 対象企業等に対して暴力団排除条項案等を示して具体的に指導する。 ・ 暴迫協議会等を通じて組織的に導入策定対象を拡大する。 ・ 滋賀県企業防衛対策協議会等を通じて組織的に導入策定対象を拡大する。
3 相談事業	(1) 相談体制の確立と相談業務の充実強化	ア 暴力相談体制の整備 ・ 顧問弁護士、暴力追放相談委員による体制を堅持し、相談業務の充実強化を図る。 イ 暴力相談業務の利用促進 ・ 各種協議会、研修会、講習等を捉え相談事業を周知するとともに、照会業務の活用を促し暴排条例の実効を補填する。 ウ ホームページによる相談受理の促進 ・ 各広報紙を活用して、推進センターのホームページの活用を広く県民に対し広報するとともに、相談の継続的なフォローを図る。 ・ 巡回相談所の開設日程をホームページに掲載する。

		エ 各種広報紙の活用 ・ 各市町の広報用機関紙及び警察のミニ広報紙に、巡回相談所の開設日時、場所等の掲載を依頼し、地域住民に対して周知徹底を図る。 ・ 巡回相談所開設にかかるポスターを作成配布する。 オ 訪問による相談受理 ・ 企業、行政機関を中心として、積極的に訪問し、現場からの声を吸い上げる。 カ 暴力相談の適正処理 ・ 弁護士同席による相談受理 ・ 非常勤相談委員の効率的運用 ・ 民事介入暴力対策委員会の効果的活用 ・ 顧問弁護士、警察、県等関係行政機関、滋賀弁護士会民事介入暴力対策委員会との緊密な連携
(2) 定期暴力相談所の開設	ア	定期暴力相談所の開設（３回） 場所：彦根市役所 期日：令和７年５月、９月、令和８年１月
(3) 民事介入暴力相談所の開設	ア	民事介入暴力相談所の開設 滋賀弁護士会、警察本部との共催による民事介入暴力相談所の開設 期日：令和８年１月 場所：大津地区（ふれあいプラザ明日都を予定）
(4) 巡回暴力相談所における相談活動の推進	ア	巡回暴力相談所の開設（７回） ・ 行政、警察の広報紙等を活用した事前広報の徹底 ・ 商業施設への開設ポスターの掲示 ・ 地域暴追住民会議との共催（連携強化） ・ 地元警察署との連携保持

	(5) 少年保護活動の推進 (6) 離脱者援助活動の推進	・ 顧問弁護士、相談委員による対応 ア 暴力団への加入阻止、脱退妨害排除対策の推進 ・ 県警少年サポートセンターとの連携を図り各行政機関及び推進センターが発行する機関紙に活動概要を定期的に掲載し、少年保護活動に対する県民の意識の高揚を図る。 ア 暴力団からの離脱対策の推進 ・ 警察本部、関係機関との緊密な連携保持 イ 離脱者等の社会復帰対策の推進 ・ 対策協議会(部会)の開催～(2月開催予定) ・ 関係機関、協賛企業との連携強化 ウ 離脱者雇用企業対策の推進 ・ 雇用企業の拡充 ・ 他府県暴追センターとの広域連携の強化 ・ 保護、更生等、関係機関との連携の保持 エ 離脱及び就労者に対する援助活動の推進 ・ 職場訪問の実施 ・ 雇用主との緊密な連携保持
4 受託事業	不当要求防止責任者講習の実施 (滋賀県公安委員会から受託)	ア 各企業、行政機関を積極的に訪問し、不当要求防止責任者の選任を要請。 イ 選任時講習の実施(5回) ウ 定期講習の実施(10回) エ 混合講習の実施(6回) オ 教材等の整備～DVDの新規購入 カ 講習内容の充実 ・ 弁護士による講習の実施(4回実施予定) キ 会場の選定 ・ 受講者に配慮した会場の選定
5 救済事業	被害者援助活動の推進	ア 無利子貸付けの実施 ・ 暴力団員から受けた有形、無形の被害に係る損害賠償請求等訴訟費用の貸付け

		・ 物的損害に対する修復費用の貸付け イ 見舞金の支給 ・ 暴迫運動に関して受傷した者に対する見舞金の支給 ・ 暴力団員によるお礼参りの被害者に対する見舞金の支給 ・ 対立抗争事件に巻き込まれた被害者に対する見舞金の支給
6 研修事業	少年指導委員研修会の実施	少年指導委員研修会の開催 期日：令和7年4月開催予定 対象：少年指導委員 約25名
7 調査研究事業	(1) 部会活動の推進 (2) 不当要求関連情報資料の整備 (3) 全国暴迫センター等との連携強化	ア 地域暴力追放住民会議担当者部会の開催 ・ 令和7年9月開催予定 ・ 取組状況の意見交換 ・ 暴力団追放滋賀県民大会の開催に向けての打合せ イ 宿泊事業者暴力団対策部会の開催 ・ 令和8年2月開催予定 ・ 暴力団の施設利用排除について ウ 公共料金等暴力対策部会の開催 ・ 令和8年2月開催予定 ・ 不払い、滞納等不当要求事案への対策について ア 警察との連携を図り、暴力団員による不当要求等関連情報の資料整備 イ 不当要求情報管理機関との緊密な連絡の保持 ア 全国暴迫センターの主催する会議、研修会への出席 イ 近畿ブロック暴迫センター連絡協議会への出席 ウ 全国民事介入暴力大会への出席
8 暴力団監視事業	(1) 暴力団監視活動の推進	ア 暴力追放モニターの委嘱（地域、職域 10名）

		イ モニター研修会、情報交換会の開催 ・ 令和 8 年 2 月開催予定
	(2) 暴力団情報ネットワークの構築	ア 各暴排協議会等、暴排団体との連携強化 ・ 県警との連携を密にするとともに、各協議会等への出席の際には積極的に情報交換を行い、ネットワークの拡大に努める。
	(3) 被害者援助活動の推進	ア ホットラインとして携帯電話等の活用 ・ 暴力団関連事犯被害者等に対する援助活動強化のため、携帯電話等付与してのホットラインの確立

